

# 市民憲章ボランティアごみ袋の分別・収集



## 1. ごみの分別について

市民憲章のボランティアごみ袋でごみを出してください。

浦添市役所5階市民生活課で配布しています。(市民生活課 ☎ 098-876-1248)

※市民憲章のボランティアごみ袋以外(透明袋など)で出されたごみは収集できません。

### ① 燃えるごみ、燃えないごみ、草木ごみは袋があるので袋ごとに分別して出してください。

| 燃えるごみ                             | 燃えないごみ                       | 草木ごみ                          |
|-----------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| ・紙くず、本、プラスチック類<br>・ペットボトル、布、古紙 など | ・ビン、空き缶、金属類<br>・ガラス、傘、陶器類 など | ・葉っぱ等(袋に入れる)<br>・枝・幹(紐で束れて出す) |

※拾ったペットボトルは燃えるごみ、拾った空き缶・ビンは燃えないごみで出してください。

(汚れたペットボトル、空き缶、ビンはリサイクルできないため)

※あきらかに家庭から出されたと思われるごみや企業・団体から出されていると思われるごみは収集されない場合があります。

### ② 草木ごみ(枝・幹など)

○木の枝や幹は50cm 以下に切ってひもで束ねて出してください。また、太さ5cm 以内のものと5cm 以上のもの  
で分けて出してください。

### ③ 清掃場所

○市民憲章のボランティアごみ袋で清掃できる場所は不特定多数の人が利用される公共の場所(公園、公道など)です。特定の企業・団体・個人の敷地から出たごみについては使用できません。

○清掃場所によっては浦添市で収集できない場所があり、収集依頼先が異なりますので環境保全課まで確認していただくようお願いいたします。(県営団地、市営団地、海岸など)

### ④ ごみの置き場所

○ごみの集積場所は、国道58号線沿いと国道330号線(バイパス)沿いは収集車の駐車が非常に難しいため、それ以外の場所でごみを出していただくようお願いいたします。

## 2. ごみの収集について

ボランティア清掃ごみ収集依頼書を環境保全課までご提出をお願いします。

ボランティア清掃ごみ収集依頼書をもとに環境保全課から収集業者へ収集の依頼を行います。

※FAXでの収集依頼書の提出も可能です。(環境保全課 FAX:098-876-9467)

○ボランティア清掃ごみ収集依頼書の提出がない場合、ごみ袋は収集できません。

○ボランティア清掃後、最初の家庭ごみの収集指定日(燃えるごみは燃えるごみの日、燃えないごみは燃えないごみの日、草木ごみは資源ごみの日※各地域によって収集日は異なる)に収集します。

○月曜日が収集区域にあたっている地域は、前週の金曜日までにボランティア清掃ごみ収集依頼書の提出をお願いします。(土日を挟むと収集業者に連絡できないため月曜日での収集は不可)